

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	須田 珠生
論文題目	近代日本の学校にみる校歌の成立史		
(論文内容の要旨)			
<p>日本においては大多数の学校が固有の校歌を有しているが、校歌の制定が制度的に求められているわけではない。では、なぜ学校には校歌があるのだろうか。本論文は、この問題を明らかにすべく、1872(明治5)年から1945(昭和20)年までを視野に入れて、文部省、学校、地域社会という3つの視点から校歌のありようを論じたものである。</p> <p>まず「はじめに」において、本論文の問題関心や研究目的、先行研究の整理などが行われ、本論文の構成が提示されている。</p> <p>次いで第1章においては、文部省と校歌の関係を明らかにするために、1891(明治24)年から1894(明治27)年にかけて公布された唱歌関連の法令が検討されている。最初の唱歌関連の法令は、1891(明治24)年10月8日に公布された文部省訓令第二号であるが、これは、祝日大祭日儀式で歌う唱歌は、すべて文部大臣の認可を必要とすることを定めたものである。この訓令に準拠して、自校の校歌を同儀式で歌うことを希望し、文部省にその可否を問うた学校があったことで、文部省は凶らずも校歌の存在を把握することになった。そして、1894(明治27)年12月28日に文部省訓令第七号が公布され、文部省は学校で歌う唱歌に対してさらなる規制をかけることになった。この訓令第七号では、学校内で歌う唱歌全般が取り締まりの対象となり、すべての唱歌に対して文部大臣の許可が必要となったが、もともとこの訓令は、校歌ではなく、主に軍歌を取り締まることを目的として公布されたものであった。つまり、校歌は傍系的な位置づけでしかなかったのだが、文部大臣の認可を受けるために自校の校歌を申請する学校が次々に現れたことで、結果的に同訓令は文部省の意図に反して、校歌を取り締まるための法令と化していったという。</p> <p>第2章では、学校と校歌の関係が検討されている。そもそも校歌が作られるようになった1890年代には、今日のような一学校一校歌という構図があったわけではなく、全国のあらゆる学校で歌われることを想定して作成された《校歌》という唱歌も存在していた。そして明治期に作成された校歌の歌詞には、学ぶにあたっての心構えは歌われていても、その学校の所在を顕著に示す語句は、ほとんど出てくることがなかったという。しかし、1907(明治40)年から1945(昭和20)年までの期間に、東京音楽学校(現在の東京芸術大学音楽学部)に校歌の作詞・作曲を委託した456校の校歌作成依頼状や、京都市内の小学校校歌の分析を通して、おおよそ大正期を境として、学校はその土地特有の地理的環境や自然環境、校訓や教育方針といった、その学校だけに通じる内容を、校歌の歌詞の構成要素として望むようになったことが明らかにされている。学位申請者によれば、学校教育の規格化が図られ、学校の質的な同調が求められるなかで、校歌はその学校の独自性を打ち出す手段となっていたのである。</p> <p>第3章では、地域社会と校歌の関係が取りあげられている。校歌は1930(昭和5)年頃を境として全国的に普及していったが、それには、1930年代に推進された郷土教育運動が大きく関わっていた。というのも、その学校に特化した内容の校歌、すなわちその地域の事物や歴史を歌詞に詠んだ校歌は、郷土の歌として位置づけられるようになったからである。そしてそれを児童に歌わせることで、児童が郷土を自覚することを求めていった。しかも郷土の歌となった校歌の歌い手として学校側が想定したのは、学校に在学する児童だけでなく、その地域に住む人々も含まれていた。学校固有の歌でありながら、地域固有の歌にもなった校歌は、それぞれの地域社会における共同体意識の形成という、</p>			

地域づくりの一端を担う歌となったのである。

第4章では、1930年頃に全国的な校歌の普及があったことを踏まえて、再度、文部省と唱歌の関係が論じられている。文部省は1931(昭和6)年9月10日に文部省令第二十一号を公布したが、それによって、学校内で歌う唱歌に対する規制が一層厳しくなり、校歌は文部大臣の認可を受けることが求められるようになった。ただ法令上は校歌に対する規制の強化が図られたものの、文部省は校歌を、校歌として適切か否かではなく、あくまでも校内で歌う唱歌として適切か否かという観点から審査したにとどまっていたという。また学校は、文部省に認可を受けるための申請にあたって、かなり煩雑な手続きを必要としたものの、認可を得さえすれば常時校歌を歌うことが可能になり、自校の校歌に文部大臣の認可という箔をつけることもできたと、学位申請者はとらえている。

最後に「おわりに」において、本論文のまとめが行われ、校歌は、その時々の教育のありかたや状況の変化に応じて、内容それ自体も位置づけも変化していったのであり、唱歌と異なり、個々の学校によって作成された、いわば「下から」作り出された歌であったと結論づけられている。

(論文審査の結果の要旨)

学校という場は、国家によって定められた法規に基づいて、さまざまなことが詳細に決められているが、その一方で、学校内に見られる「もの」や「活動」のなかには、法令や制度に準拠することなく、存在し続けてきたものもある。本論文が取りあげる校歌もその1つであり、1872(明治5)年の学制公布時から現在に至るまで、学校に校歌の制定を義務づける法令、あるいは奨励する法令は、一切公布されていない。したがって、学校は必ずしも校歌を制定する必要はないのだが、にもかかわらず、校歌は当然あって然るべきものの如く、慣習的に学校に存在してきた。そして校歌は、諸外国にはなかなか存在を確認しえない、日本独自の学校文化の1つとなっている。では、いったいなぜ学校は校歌を制定するようになったのだろうか。この問題を考えるべく、本論文では、1872(明治5)年から1945(昭和20)年までを射程に入れて、校歌という歌が学校にとっていかなる意味を持ち、学校、さらには地域社会のなかでどのような役割を果たしたのか、文部省は校歌に対してどのような姿勢で臨んだのかが、検討されている。校歌は、日本の学校文化を考えるうえで好個の材料とでもいうべきものであるが、その校歌に着目し、それを歴史的視点から考察したことが、本論文の独創的な点である。そういう意味で、本論文はこれまで行われてきた校歌研究とは一線を画するものであり、ここに本論文の研究上の第1の意義が存在している。

ただ校歌を研究するにあたっての最大の障壁は、史料の残存状態が非常に悪いということである。校歌を制定した学校にも、校歌制定に関する史料が残されていないことが非常に多い。またたとえ校歌に関する史料があったとしても、それは全国各地に散在しており、しかも断片的であるため、個々の細かい史料を集め、それらをつなぎ合わせながら、歴史像を構築していく必要がある。このような状況の中、学位申請者はかなり史料調査に苦勞したが、その結果、これまでの研究では不明瞭であったさまざまな点が明らかになった。このことが本論文の第2の意義とというるものである。明らかになった知見とは、具体的にいえば、1つには校歌を作成する学校が現れるようになるのはおよそ1890年代であるが、その当時は現在のような一学校一校歌という構図があったわけではなかったことである。もちろん学校固有の校歌を有する学校もあったが、他方では複数の学校が同一の校歌を歌うこともあり、旋律は同じで歌詞だけが異なる、いわば替え歌の校歌も存在していた。2つには明治期頃までに作られた校歌は、たとえその学校に固有の歌であったとしても、歌詞に地理的環境や歴史などが含まれているとは限らず、学ぶにあたっての心構えなどが詠われていたということである。その土地固有の地理的環境や自然環境、校訓や教育方針などの、その学校だけに通じる内容を歌詞に盛り込んだ校歌が広がるのは、大正期に入ってからであった。そして3つには、1930(昭和5)年前後から全国的に校歌が普及していったが、郷土教育運動の展開とともに、校歌は郷土の歌としても位置づけられるようになったことである。これらのことが、従来の認識を大きく書き換える、新しい発見であり、学校は自らが作成した校歌を自校のアイデンティティ創出の場として利用するとともに、校歌は学校の歌であるだけでなく、地域社会への浸透も図られたのである。

さて、本論文の第3の意義は、校歌を、学校、文部省、地域社会の3つの視点から検討したことである。校歌を研究するにあたって、校歌を作る主体である学校に視座を据えて研究を行うことは必要不可欠であるが、学校だけでなく、学校教育を管轄する立場にあった文部省や、学校が深い関わりをもっていた地域社会の視点から、校歌への対応や意味づけを考察したことが、本論文の斬新な点である。そのことによって、文部省は校歌を唱歌のジャンルの1つとして管理下においたものの、一貫して各学校

に校歌の作成を義務づけることも、歌うことを強いもしなかったし、地域社会では校歌を郷土の歌としてとらえようとする動きが生まれていたことが明らかになった。

このように、本論文は近代日本の学校における校歌の成立史を本格的に論じた、ほとんどはじめての研究であるが、史料の壁に阻まれて、十分に実証できていない個所が見受けられる。また音楽を通じた国民形成といった、マクロな政治的社会的文脈に校歌を位置づけることで、もっとダイナミックな歴史叙述が可能になったのではないかと思われる。ただこれらの点は、今後の研究のための課題として残されたものであり、このことによって、本論文の価値が損なわれるものでないことは言うまでもない。

よって、本論文は、共生人間学専攻人間社会論講座人間形成論分野の理念に適った論文であり、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また平成31年1月17日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降